

令和5年第5回野田市議会定例会報告

(教育総務課)

- 1 会 期 令和5年8月29日(火)から9月21日(木)
一般質問9月6日(水)から8日(金)

- 2 市長の市政一般報告について
市政一般報告(教育関係及び関連事項の抜粋)
 - ① 7月11日に発生した突風への対応等について
 - ② 新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について
 - ③ 物価等高騰対策について
 - ④ 第三次実施計画の策定について
 - ⑤ 生物多様性自然再生事業について
 - ⑥ 鈴木貫太郎記念館の再建について
 - ⑦ 学校給食について
 - ⑧ ふるさと納税について
 - ⑨ 市内における遊具等の安全点検について
 - ⑩ 各種行事の実施状況について
 - ⑪ 各種大会の結果について
 - ⑫ 寄附について

- 3 提出議案について
議案第6号 令和5年度野田市一般会計補正予算(第7号)
認 第1号 令和4年度野田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第10号 令和5年度野田市一般会計補正予算(第8号)

- 4 一般質問について
別紙のとおり

【市政一般報告（抜粋）】

令和5年第5回野田市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、先の定例会以降に動きのあった主な施策や事業についてご報告いたします。

7月11日に発生した突風への対応等について申し上げます。

始めに、この度の突風により被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

市内の被害状況を申し上げますと、8月20日現在、人的被害として軽傷者1人、住家被害39件、非住家被害22件、その他住宅の附属物等の被害が42件、計104件の被害を確認しており、罹災証明書を28件、罹災届出証明書を43件発行しております。また、104件の被害のうち、農業関係としまして、ビニールハウス等への被害を10件確認しております。

公共施設につきましては、人的被害はなく、施設内の樹木の倒木や枝折れが5施設で発生し対応をしているところでございます。

次に、災害対策本部の設置と経過について申し上げます。午後7時15分頃に職員が市民からの連絡を受けた後、午後8時に災害対策本部を立ち上げました。災害対策本部では、職員を現地に派遣し被害状況を収集するとともに、希望する被災された方にブルーシートの配布を行いました。また、被災し住宅に戻れない方がいることを想定し、二川公民館に避難所を開設いたしました。翌12日、関宿地区・二川地区に住宅の倒壊等大きな被害がないことが確認できましたので、13日の午後3時35分に体制を解除いたしました。なお、この間、実際に避難された方はおられませんでした。

自然災害につきましては、このような突風のほか、本年も全国的に台風による被害が報告されておりますので、市民の皆様のお安全等を守るため、引き続き速やかに対応しますとともに、市民の皆様に対しましても、日頃からの備えをお願いしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について申し上げます。

す。

新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられたことにより、感染動向の把握については、季節性インフルエンザと同様に、県から毎週1回、定点医療機関当たりの感染者数が公表されております。野田保健所管内の定点当たりの報告数は、7月中旬に6.7人と増加しましたが、直近の8月7日から13日までは5.0人となり、減少しております。

全国、千葉県では、7月下旬には感染者が増加し、第9波になっているとの報道もあり、また、現在は定点医療機関による感染動向の把握であって全数把握ではないことから、数字としては表れていない部分があると考えられます。また、市職員等の感染状況を見ますと、定点当たりの発生状況の数字以上に感染者が増加している状況と考えられることなどから、新型コロナウイルス対策本部会議において、公共施設の受付窓口等へのパーティションの設置などを継続することを決定しております。今後も、新型コロナウイルス対策本部会議を毎月開催し、感染対策について決定してまいります。

ワクチン接種につきましては、高齢者、基礎疾患がある重症化リスクが高い方、医療従事者及び介護従事者等を対象に5月13日から令和5年春開始接種を実施しており、接種状況は、接種対象者5万3,640人のうち、8月14日時点で3万2,000人、接種率は59.7%となっております。

令和5年秋開始接種につきましては、国は、初回接種を完了している生後6カ月以上の全ての方を対象に9月20日から開始することとし、オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチンの使用を基本とするとの方針を示しました。

市の接種スケジュールにつきましては、重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び12歳から64歳までの基礎疾患を有する方などで、令和5年春開始接種を7月までに受けた方につきましては、9月13日に接種券を発送し、9月21日から予約を受け付け、9月25日から接種を開始する予定としており、これ以外の方で、初回接種を完了した生後6カ月以上の方につきましては、9月29日に接種券を発送し、10月11日から予約を受け付け、10月14日から接種を開始する予定であります。接種の実施期間は、国の方針どおり令和6年3月31日まで予定しております。なお、接種につきましては、前回の接種から3カ月を経過した日以降の日付で行うこととなります。

また、秋開始接種において使用するワクチンにつきましては、小張総合病院、キッコーマン総合病院及び野田病院でモデルナ社製を、その他の医療機関でファイザー社製を使用する予定であります。

今後、週1回のペースで国から配送されるワクチンの供給状況を見極めながら、野田市医師会と連携し接種体制を整えてまいります。

次に、先の議会以降の動きや新たに決定した支援策等について申し上げます。

経営支援対策給付金につきましては、中小企業信用保険法に基づく指定期間が令和5年9月30日まで延長されたことから、申請期限を10月31日まで再延長することいたしました。令和2年度からの通算の申請件数は、869件となっております。

小規模事業者経営支援対策給付金につきましては、既に申請期限を10月31日まで延長しており、令和2年度からの通算の申請件数は、198件となっております。

物価等高騰対策について申し上げます。

食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯を対象に国が実施する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、児童1人当たり一律5万円を支給するもので、8月22日現在、3,230人に支給しております。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金につきましては、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円を支給するもので、令和5年6月1日現在、野田市に住民登録があり、住民票上の世帯員全員が課税者の扶養を受けておらず、世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯、世帯員全員の令和5年度住民税所得割のみが非課税の世帯又は令和5年1月から9月までの間に予期せず家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯が対象となっております。7月11日から確認書の提出や家計急変世帯等の申請を受け付けており、7月28日から支給を開始し、8月21日現在、1万578世帯に支給しております。なお、申請等の期限は、10月2日までとなっております。

物価高騰の影響を踏まえ、子供の習い事や体験に係る経費の負担を軽減するために千葉県が実施する子どもの成長応援臨時給付金につきましては、小中学生1人当たり一律1万円を支給するもので、8月22日現在、1万112人に支給しております。

第三次実施計画の策定について申し上げます。

総合計画後期基本計画で位置付けた施策や事業を行うための具体的な計画である第三次実施計画を今月策定いたしました。

本計画は、令和5年度及び令和6年度を計画期間としており、新たな事業として、鈴木貫太郎記念館の再建、ゼロカーボンシティの推進や子どもの発達相談室による支援の推進などを位置付けております。

また、各事業におけるSDGsとの関連性を新たに掲載することで、日々変化する社会経済情勢の中で、持続可能なまちづくりを目指す計画となっております。

生物多様性自然再生事業について申し上げます。

生物多様性の取組のシンボルであるコウノトリの飼育・放鳥につきましては、今年5月に生まれたヒナの雌雄判別の結果、2羽とも雌と判別されました。

一般公募により広く募集した愛称につきましては、2,394件の応募があり、その中から、市内小学校の全児童の投票により、幼鳥の愛称は1羽目を「ココ」、2羽目を「マメ」と名付け、8月23日に放鳥する予定でおります、とお手元の市政一般報告に記載させていただきましたが、当日、予定どおり放鳥のため公開ケージの天井ネットを開放し、「ココ」と「マメ」の様子を見守っていたところ、午前9時40分に「ココ」が飛び立ち、続いて午前11時07分に「マメ」が飛び立ちました。

「ココ」は、こうのとりの里がある江川地区に降り立ち、午前10時23分頃、再度飛び立った後、原因は不明ですが、高圧線鉄塔付近で落下したため、救助に向け飼育員及び関係者で付近を捜索し、発見・保護いたしました。直ちに、こうのとりの里に搬送し、放鳥に立ち会った獣医師に賢明な治療を行っていただきましたが、間もなく死亡が確認されました。今回の結果については、関係者一同、大変残念な思いで受け止めております。

なお、「ココ」の死因を特定するため、兵庫県立コウノトリの郷公園に送り、病理解剖をお願いし、その結果等を「コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル」に報告することで、今後のコウノトリの野生復帰の取組につなげたいと考えております。

「マメ」は、目視で確認できなくなるほど遠方に羽ばたいて行きました。GPSは

装着しておりませんので、今後、目撃した方から寄せられた情報などにより飛来場所の把握に努めてまいります。

こうのとりの里に近い福田第二小学校では、「未来福につこりプロジェクト」を立ち上げ、児童が自ら自然環境を守るにはどうしたらよいかを考える活動を始めております。同校の児童から、コウノトリの餌代を集めることに協力したいというお話を頂きましたので、4月にこうのとりの里に募金箱を設置し、募金された方に児童が作成したドライフラワーをプレゼントする取組を始めたところ、3カ月で2万6,689円の募金が集まりました。この募金は、児童から市のみどりのふるさと基金に寄附していただきました。

なお、4月から第2期生物多様性のだ戦略がスタートし、生物多様性の必要性を分かりやすく伝えるとともに、教育機関や市民活動団体などとの連携、協働による取組を進めております。

市ホームページにおいては、子供たちが生物多様性について自ら調べることができるように子供向けのサイトを作成いたしました。

また、SNSを通じた自然や生きものに関する情報発信や既存の自然保護団体との連携による新しいボランティア制度の仕組みづくり等に取り組む専任職員として、生物多様性コーディネーターを募集いたします。

さらに、山林の保全につきましては、市民の森を活用しながら生物多様性に留意した維持管理に向け、柳沢西山市民の森に隣接する柳沢小学校の児童や保護者、地元のあおいそら東部支部等との協働により、森林環境学習のための散策路整備やその際に発生する伐採木を利用した丸太橋やベンチの作製等の体験型学習を実施できるよう進めております。こうした自然を感じる体験型学習を通じて子供たちの郷土愛の醸成や地域活動の活性化につなげてまいります。

なお、生物多様性コーディネーターの配置及び新たな体験型学習等の実施に必要な経費を今議会の補正予算に計上させていただいております。

鈴木貫太郎記念館の再建について申し上げます。

5月25日に開催された第2回鈴木貫太郎記念館建設準備委員会において、再建に当たっての市民の理解と協力については、機運の醸成が重要であり、そのためにも公

共施設等へ募金箱を設置してはどうかのご意見を頂いたことから、6月23日から鈴木貫太郎記念館、6月28日から市役所及び関宿支所に募金箱を設置いたしました。今後も新たな設置場所について検討してまいります。

また、財源の確保策として、都市構造再編集中支援事業の活用に向け、国土交通省及び千葉県と協議したところ、まずは立地適正化計画を策定するよう助言を頂きましたので、令和6年度から計画の策定費に係る補助金を獲得すべく、国に対し概算要望をしたところです。

なお、鈴木貫太郎翁の貴重な資料を後世に継承していくため、関宿公民館において、鈴木貫太郎翁とご両親の肖像の修復絵画展示会を8月11日から8月15日にかけて開催を予定しておりましたが、15日は、台風7号による影響が予想されたため、ご来場される方の安全を優先し、中止といたしました。11日から13日までの3日間の展示となりましたが、貫太郎翁や絵画作者のご親族の方もお見えになるなど延べ71人の方にご来場いただき、「歴史に残る偉大な方が地元にいることを誇りに思う」、「再建後の記念館を是非訪ねたい」など大変ご好評を頂きました。

一方、6月29日には興風図書館の主催により、貫太郎翁夫妻の足跡と、晩年を過ごした関宿でのエピソードなどを紹介する講演会を開催し、こちらも大変ご好評を頂いたと聞いております。

記念館の再建に向けましては、今後もこのような企画展などを開催しながら貫太郎翁の功績を後世に伝え、啓発に努めるとともに、市民の皆様の機運を醸成するための積極的な働きかけについて、現在具体的な方策を検討しているところです。

学校給食について申し上げます。

学校給食につきましては、子供たちに安全安心でおいしい給食の提供に努めており、その費用のうち食材料費は、学校給食法に基づき、保護者の皆様に負担をお願いすることとされております。野田市の学校給食費は、平成27年度に現行の学校給食費に改定して以降、食材料費が値上がりする中、学校給食現場の努力と野田産米購入に係る費用の一部を補助することによって、価格を据え置き、東葛飾地域の各市と比較しても、安い金額で安全安心な学校給食を提供し続けてきました。

さらに、市では、物価高騰の影響により食材料費が高騰する中、学校給食における

物価高騰対策として、食材料費の一部を公費負担しているほか、子育て世代を支援するため、令和5年度から野田産米購入に係る費用の全額補助等を行い、保護者の皆様の負担軽減を図っております。

しかしながら、市としては、子供たちによりきめ細やかな教育を実施するために必要な教職員の配置や、老朽化している学校施設や給食施設への課題など、優先して対応しなければならない喫緊の課題が多くあるため、今後も子供たちに安全安心で栄養バランスの取れた学校給食を安定して提供し続けていくには、学校給食費の改定も含めた適正な在り方をご議論いただく時期に来ているものと考えております。

学校給食費の適正な在り方については、各校のPTA代表の方々等にご参加いただき、8月19日に第1回学校給食運営委員会を開催し、学校給食を提供するために必要な財源、賄材料費の執行状況、近年における学校給食費の状況などをご説明させていただいた上で、引き続き、同委員会の場で幅広く議論を進めていくことで、ご了承いただきましたので、今後の同委員会の開催に必要な経費を今議会の補正予算に計上させていただきます。

また、新学校給食センター整備につきましては、7月28日に設計業務に係る業務委託契約を締結いたしました。既存の学校給食センターには炊飯設備がなく、他市の民間事業者炊飯を委託しておりますが、設計に当たっては、新たに炊飯設備も含め整備することにより、各学校への配送時間が短縮でき、子供たちに温かくおいしいご飯を提供できると考え、この点についても同委員会で協議し、ご了承を頂きました。

新学校給食センターの基本設計については、この炊飯設備のほか、空調設備やアレルギー対応食の調理施設整備などと合わせ、学校現場や調理業務委託業者などの意見も伺いながら詳細な検討を重ねつつ、整備方針をとりまとめ、今年度中に終了させるべく進めてまいります。

なお、整備予定地の北側道路については、幅員が狭いことから6メートルに拡幅するための道路設計に必要な経費を今議会の補正予算に計上させていただきます。

ふるさと納税について申し上げます。

ふるさと納税業務委託の見直しにつきましては、発信力の強化及び委託手数料の軽減等を目的に、5月から6月にかけて公募型プロポーザルによる業者選定を行い、総

合評価点で最も高い点数を得た事業者を受注候補者とし6月30日付けで契約を締結しました。9月から新たな委託事業者による運用開始を予定しており、現在、返礼品の再登録に向けた作業や引継ぎを進めております。

令和5年度分のふるさと納税につきましては、8月1日現在でみどりのふるさと基金へ619件、2,536万円、学校施設整備等基金へ308件、1,191万1,000円、鈴木貫太郎記念館再建基金へ106件、920万4,000円、合計4,647万5,000円の寄附を頂いており、昨年度の同時期と比較して3,160万4,000円の増となっております。

今後も、より多くの方に野田市のふるさと納税を知っていただくため、魅力ある返礼品の開拓を行い、更に多くのご寄附を頂けるよう努めてまいります。

なお、今後も寄附額の増加が見込まれることから、業務委託に係る必要な経費を今議会の補正予算に計上させていただいております。

市内における遊具等の安全点検について申し上げます。

現在、都市公園、児童遊園の遊具点検がほぼ完了し、修繕が必要な遊具が27基あることを委託事業者から報告を受け、当該遊具の使用を中止する措置を講じました。

このうち、13基につきましては、修繕後、使用を再開し、残りの14基についても早期に使用再開できるよう、現在、準備を進めております。なお、修繕経費が予算を上回りますので、予備費を充当させていただきました。

今後、小中学校のほか、保育所、子どもの遊び場などの点検に入っておりますが、これまで、修繕費については、遊具に係るものは特に計上しておらず、修繕費全体の中で対応してまいりましたので、都市公園等の点検結果から勘案すると、修繕費の不足が懸念されます。このため、今議会に追加議案として遊具修繕等に係る経費を補正予算として提出させていただきたく、現在、準備を進めております。

また、現在、設置されている遊具は、設置年数が相当経過したものも多いことから、本年度の点検結果を受けて、遊具の設置、更新、修繕等に係る長期的な計画を策定してまいります。

各種行事の実施状況について申し上げます。

7月9日に健康スポーツ文化都市宣言記念事業としてNHK・Eテレ「みいつけ

た！ステージでショー」の公開収録を文化会館（愛称・野田ガスホール）で実施いたしました。

観覧の申込みは、1回目公演で定員の23.9倍、2回目公演で14.5倍となりました。当日は、抽選の結果、約1,900人の方々にご来場いただきました。

当日の公開収録の内容は、8月20日の午後4時15分からNHK・Eテレで放送され、さらに、同番組内で、ちばスペシャルウィークとして、8月14日から1週間にわたり野田市が特集されました。

各種大会の結果について申し上げます。

8月7日及び8日に開催された第51回関東中学校陸上競技大会において、共通男子800メートルで木間ヶ瀬中学校3年生の川口 ムサ慧 君が1位、共通女子1,500メートルで岩名中学校3年生の天羽 海乃 さんが8位に入賞、共通男子1,500メートルに第一中学校3年生の亀山 寿人 君が出場しました。

この3人は、8月22日から25日まで開催された第50回全日本中学校陸上競技選手権大会に出場しました。

寄附について申し上げます。

鈴木貫太郎記念館再建基金指定寄附金として、東京都文京区 鈴木 道子 様から100万円を頂きました。

鈴木貫太郎記念館再建基金指定寄附金として、東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目37番12号 株式会社C4C 代表取締役 亀山 強 様から100万円を頂きました。

ご寄附につきましては、改めて御礼申し上げます。

以上、諸般の報告について申し上げます。

一般質問について（概要）

◎ 木名瀬 宣人議員

《質問の要旨》

- 1 教育現場における生成系 AI について
- ① 教育現場における生成系 AI の普及についての市の見解について
- ② 生成系 AI に対する教員間の認識について
- ③ 「初等中等教育段階における生成系 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」に関する市の見解について
- ④ 野田市内の教育現場における生成系 AI の利用に関するルール作りについて
- ⑤ AI リテラシー教育の推進について

《答弁》

- 1 教育現場における生成系 AI について
- ① 教育現場における生成系 AI の普及についての市の見解については、Chat GPTをはじめとする生成系 AI は、技術革新やサービス開発が飛躍的なスピードで進展しており、私たちの仕事や日々の暮らしだけでなく、教育界にも大きな影響を与えるツールとして注目を集めています。生成系 AI を活用できれば、児童生徒は、質問や問題に対してアドバイスを得ることができる、教師は問題作成や保護者向け文書などの作成において負担軽減となるなどのメリットもあることから、教育現場でも普及していくことが予想されます。一方で、生成系 AI は発展途上にあり、多大な利便性の反面、個人情報流出、著作権侵害のリスク、偽情報の拡散、批判的思考力や創造性、学習意欲への影響等、さまざまな懸念も指摘されています。スマートフォン等が広く普及する中、学校外で児童生徒が生成系 AI を使う可能性も十分考えられることから、教育委員会といたしましても、情報モラルを含む情報活用能力の育成について、慎重かつ、迅速な対応が必要であると考えます。
- ② 生成系 AI に対する教員間の認識については、現時点で、本市では、生成系 AI に対する教職員の認識や使用状況等についての実態調査は行っていませんが、ICTの利活用状況を把握するための調査については、1年に2回実施しております。直近の令和5年6月調査では、「週持ち時間の2分の1程度以上

でICT端末を活用した授業を行っている教職員」の割合は、令和4年12月の結果から17.3ポイント増加し、86.6%となり、1人1台端末の日常的な活用が推進されていることから、生成系AIに対する興味関心が高い教職員も少なくないと考えます。しかしながら、先の答弁でも述べたとおり、生成系AIを利用するリスクも多くあることから、生成系AIを積極的に使いたいと考える教職員と、使いたくないと考える教職員とで認識に大きな差があることが推測されます。

- ③ 「初等中等教育段階における生成系AIの利用に関する暫定的なガイドライン」に関する市の見解については、「個人情報保護等を十分に配慮した上で、活用できる場面を検証しつつ、限定的な場面から利用を始めることが適切である」と示されております。教職員については、リスクやデメリットを明らかにした上、効果的に生成系AIを活用できる学習場面等や活用方法を具体的に教育委員会に報告し、許可を得たもののみ、限定的に利用することとします。また、ガイドラインでは「生成系AIの仕組みの理解や生成系AIを学びに活かす力を段階的に高めていき、知見を蓄積させることの重要性」が示されております。第1段階「生成AI自体を学ぶ段階」、第2段階「使い方を学ぶ段階」、第3段階「各教科の学びにおいて積極的に用いる段階」、第4段階「日常使用する段階」となっており、現段階は第1、第2段階であると考えます。市内で生成系AIの効果的な活用事例を積み重ね、教職員で共有していくことで、第3段階、第4段階へと発展させていくことが必要であり、児童生徒に対しても、まずは「各種コンクールの作品やレポートなど、生成系AIによる成果物をそのまま自己の提出物として応募することは適切ではない」ことなど具体例を示して「どのような使い方が適切か」について、教えていくことが必要であると考えます。なお、生成AIパイロット校については、文部科学省からの通知をもとに県から募集がありましたので、市内の中学校へ通知いたしました。現在のところ、市内の中学校から応募はございませんが、ガイドラインに示されている段階を追った知見の蓄積について、野田市内のICT推進会議等で共有し、実践、検証してまいります。
- ④ 野田市内の教育現場における生成系AIの利用に関するルール作りについては、国が示しているガイドラインも令和5年6月までの知見をもとに暫定的に取り

まとめられたものであり、今後も科学的知見の蓄積などを踏まえて改訂されることが予定されております。ICTや生成系AIに限らず、野田市の小中学校の何かしらのルールやガイドラインを作成する場合は、まずは国や県のルールやガイドラインを根拠とします。その上で、より市内の学校の実態に見合ったルールやガイドラインを作成するために、その関係団体、又は小中学校の校長会等と連携を図り、意見を伺う協議会を設ける場合があります。生成系AI利用に関するルール作りについては、まず、生成系AIの実態や学校現場の認識についての状況等を把握しつつ、国が示しているガイドラインを基本として、市の実態に沿った暫定的なルール作りを進めてまいります。なお、主な対話型生成AIには、年齢制限もあり、国が示すガイドラインにも、「情報活用能力が十分に育成されていない段階において、自由に使用すること」は適切でないとされています。児童生徒については一人一台端末で利用できないよう設定をし、当面の間は、制限をかけ、同時に生成系AIの普及を念頭においた情報モラル教育を進めてまいります。

- ⑤ AIリテラシー教育の推進については、生成系AIを教育現場で利用するにあたっては、年齢制限や保護者の同意等の利用規約の遵守はもとより、事前に生成系AIの性質や、限界等に気付かせ、「様々な決定には生成系AIに全てを委ねるのではなく、自己の判断や考えが必要であること」を児童生徒に十分に理解させることが重要であります。教職員には、児童生徒の発達段階や自校の実態を踏まえ、「生成系AIを活かした教育活動が可能であるか」についての見極めが求められます。具体的には「学習指導要領に示す資質・能力の育成を阻害しないか」、「教育活動を達成する観点で効果的か、否か」を判断しなければなりません。こうした判断を適切に行うためには、教師にも一定のAIリテラシーが必要であると考えられます。まずは授業や教育活動を主導する全ての教師が、AIリテラシーを高めなければならないことから、早急に教職員向けの研修を実施してまいります。今後も国や県の動向を注視しつつ、最終的には各教科に応じた学習場面にて、生成系AIを適切に活用できるよう、引き続きICT推進会議等で各学校の担当者と連携しながら、検討を進めてまいります。

◎ 河井 哲弥議員

《質問の要旨》

4 市内小中学生たちの熱中症対策について

- ① 熱中症警戒アラートが発令された際の市内小中学生への対応について伺う

《答弁》

4 市内小中学生たちの熱中症対策について

- ① 熱中症警戒アラートが発令された際の市内小中学生への対応については、気象庁、環境省が発令する熱中症警戒アラートが発表された場合、速やかに教育委員会より市内小中学校及び幼稚園に熱中症警戒アラートが発令されたことを通知し、学校全体への注意喚起を行っている。各小中学校及び幼稚園においては、授業や活動前にグラウンド・体育館等の活動場所で、暑さ指数を各学校に配置してある「熱中症指数計」を使って測定し、授業や活動等の実施、対応について判断する。活動中においても適宜暑さ指数の測定を行い、暑さ指数の変化に留意している。小中学校の体育の授業、また中学校の部活動等における熱中症対策については、千葉県教育委員会の「学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、熱中症事故の防止に努めている。熱中症予防については、気温・湿度などの環境条件を把握し、それに応じた運動量の調整・水分の補給・こまめな休憩や、児童生徒等の健康観察、健康管理を徹底することによって防止することを原則としている。具体的には、直射日光の下で長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避け、なるべく涼しい時間帯に行うこと。運動や作業を行うときは、できるだけ薄着をさせ、直射日光が当たる場合は、帽子を着用させること。屋内外にかかわらず、長時間の運動や作業を行うときはこまめに水分を補給し、適宜休憩を入れること。事前に児童生徒等の健康観察を行い、健康管理に留意するとともに、個々の能力や体力に配慮し、疲労の状態等を常に把握するように努め、異常がみられたら、速やかに必要な措置をとることとしている。これに基づき、校庭や体育館での体育の授業や部活動等においては、児童生徒は水筒を持参し、こまめに水分を補給させ、日陰での休憩時間を設ける等して、活動している。教職員においては、児童生徒の健康状態に変化がないか児童生徒の把握に努め、適宜声かけによる健康観察を行い、熱中症防止に努めている。運動会、遠足及び校外学習等の各種行事を実施する場合

においても、事前に競技・練習内容、練習量、休憩時間や休憩場所等について熱中症事故防止対策を計画し、児童生徒の健康を最優先にした対応を行っている。なお、暑さ指数については、暑さ指数 31℃以上の場合、危険レベルとして原則運動は中止、暑さ指数 28℃から 31℃の場合、嚴重警戒レベルとして激しい運動や持久走などの運動は中止としている。

◎ 深井 和幸議員

《質問の要旨》

3 学校給食について

- ① 学校給食費の内訳について
- ② 食材料費の状況について
- ③ 収納状況について
- ④ 異物混入について

4 学校給食施設について

- ① 今後の学校給食施設の整備について
- ② 新学校給食センターの炊飯について

《答弁》

3 学校給食について

- ① 学校給食費の内訳については、初めに、学校給の取組状況について、ご説明させていただきます。市では、平成 27 年度に現行の学校給食費に改定して以降、食材料費が上昇する中でも、献立や食材の調達方法を工夫することにより経費節減を図るとともに、野田産米の購入に係る費用の一部を公費負担するなど、保護者の皆様の負担軽減に取り組んできました。また、今年度には、更なる支援策として、野田産米の購入に係る費用を全額公費負担とするとともに、第 3 子以降の学校給食費無償化の実施、就学援助の範囲拡大という 3 つの支援策に加え、原油高や物価高騰に伴う食材料費高騰に対しても、国の交付金を活用し、食材料費の一部を公費負担としている。市では、これまで食材料費が高騰する中、平成 27 年度以降、学校給食費を改定することなく、安全安心でおいしい学校給食を提供し続けてきたが、このままでは、子供たちに十分な栄養を含む学校給食を提供し続けることが困難な状況になってきており、

学校給食費の改定も含めた適正な学校給食費の在り方について、議論しなければいけない時期に来ているものと考えている。そのことから、8月19日に開催した学校給食運営委員会において、学校給食を提供するために必要な財源、賄材料費の執行状況、近年における学校給食の状況をご説明させていただくとともに、引き続き、同委員会で、今後の国、県の動向や物価動向を踏まえた上で、今後の学校給食費改定の是非や市の支援策も含め、市の考え方をお示しし、ご意見を伺っていくとさせていただいた。答弁に当たっては、学校給食運営委員会で説明した内容に沿って、お答えさせていただく。1点目の学校給食費の内訳については、野田市の学校給食費は、小学校で月額4,240円、1食当たり253円、中学校で月額5,090円、1食当たり304円となっている。1食当たりの給食費の内訳について、令和4年度で申し上げると、小学校では、給食費253円のうち主食費が103.75円、副食費が149.25円、主食費の内訳は、炊飯代を含む米代32.79円、パン11.02円、麺類4.71円、牛乳55.23円となっている。次に中学校では、給食費304円のうち主食費が110.53円、副食費が193.47円、主食費の内訳は、米代37.52円、パン12.54円、麺類5.24円、牛乳55.23円となっている。なお、米代については、市独自に野田産米購入に係る費用の一部を公費負担しており、令和4年度で小学校17.79円、中学校25.42円を補助し、保護者の負担軽減を図っている。

② 食材料費の状況については、先ほど答えた1食当たりの給食費のうち、お米やパンなどの主食費が年々高騰し、現行の学校給食費に改定した平成27年度から令和4年度までで、1食当たりで約10円値上がりしており、栄養バランスの取れた副食費の献立作成にかけられる金額が少なくなってきた。更に主食費の価格の推移を見ると、米代、パン代に加え、令和5年度には、牛乳の価格も昨年に比べ5.37円も値上げされてきており、これまで献立や調達方法などの工夫により経費節減を図ってきたが、市からの補助がなければ、安全安心な給食を維持することが困難となってきた。また、近年では、コロナ禍における経済活動の低迷による消費者物価等への影響や、ロシアによるウクライナ侵攻等による小麦や油等の食材料費の高騰を受け、総務省が今年の7月21日に発表した6月の全国消費者物価指数を見ても、前年同月比において総合で3.3パーセントとなり、22か月連続で上昇するとともに、個別に見ても、食料

で8.4パーセントと食品が上がり続けていることが分かり、増々厳しい状況となってきた。

- ③ 収納状況については、令和4年度の収納率は、98.79パーセントとなっており、前年度から0.07ポイント改善している。そのうち、現年度分で99.79パーセント、前年度よりマイナス0.04ポイント、滞納繰越分で25.65パーセント、前年度より3.93ポイント改善している。市では、未納対策として、学校として保護者会等での説明に加え、電話や手紙での督促のほか、教育委員会でも、電話や文書による督促、臨戸徴収の実施、保護者の同意を得た上で児童手当から給食費を納付いただくなど取り組んでいる。さらには、生活保護及び準要保護の適用を受けた方、その他やむを得ない特別の事業があると認められる方を除き、法律事務所へ未収金管理及び回収業務を委託している。いずれにしても、学校給食が適切に実施されるためには、保護者が負担すべき食材料費等について適切に負担していただくことが不可欠であり、給食費の未納が続けば、食材等を十分に用意することができなくなり、学校給食の継続が難しくなってしまう。学校給食費の徴収事務については、保護者の皆様のご理解、御協力をいただく必要があり、今後も学校と連携して未納対策を実施し、収納率の更なる向上に努めていく。
- ④ 異物混入については、昨年度の保健所による給食施設の立入調査以降、給食施設における指摘箇所の緊急修繕、野田市学校給食異物混入防止マニュアルの全面改訂、調理従事者及び栄養士を対象とした研修会の開催などの異物混入対策を実施してきた。さらに、今年度には、改訂後のマニュアルに基づき、公立の幼稚園及び小中学校で異物混入訓練を実施している。今年度に発生した異物混入については、7月の給食提供最終日までに40件となっている。内訳としては、危険異物の混入としてホチキスの針の混入が1件、食材の梱包材等の切れ端などの混入が21件、ご飯のおこげ等の原料由来であるものが18件となっている。なお、危険異物として分類されるものは1件で、幸い健康被害もなかったが、当日のメニューの「鳥と豆のトマト煮」の表面にホチキスの針が乗っており、授業中にホチキスを使用した際に混入した可能性もあり、その原因が特定できなかったが、保健所にも報告させていただいた。異物混入があった場合の教育委員会への報告については、昨年度からマニュアルを全面改訂し、危険

異物に限らず、学校に対し報告の徹底をお願いしたために、植物由来など危険異物に当たらないものも含め、報告が上がるような意識付けができてきており、その件数が増えているものと考えている。今後も異物混入の防止に努めるため、マニュアルを遵守し、それらの取組を徹底し、教育委員会と学校の栄養職員、調理従事者、学校長を始めとした学校給食に関わる全ての職員が一丸となり、異物混入の防止及び安全安心な学校給食の提供に努めていく。

4 学校給食施設について

- ① 今後の学校給食施設の整備については、給食センターを始めとする、多くの給食施設の老朽化が進行しており、安全面や衛生面の早期改善が喫緊の課題であることから、給食施設の整備方針について、庁内会議（公共施設等適正管理計画推進会議）や学校給食運営委員会のご意見を伺いながら、慎重に策定作業を進めているところである。特に、老朽化の進行が著しい学校給食センター、東部小学校及び南部小学校の3施設については、他の給食施設に先行して整備する必要性が高いため、導入可能な調理方式の検討を進めてきた中で、各施設の実情や課題に照らし、最善と思われる整備案を、令和5年1月21日に開催した学校給食運営委員会にお示しし、ご了承頂いたことから、現在、施設ごとの整備方針に従い、基本設計業務等を進めている。具体的に申し上げますと、学校給食センターについては、本年5月の臨時会で給食センターの用地取得に係る必要な予算を議決いただき、用地取得を早期に完了させることができたため、令和9年度の運用開始を1年前倒し、令和8年度を目標に現在、基本設計を進めている。次に、南部小学校の給食施設についても、新給食センターの運用開始が1年前倒しできたことに伴い、令和10年度からの運用開始を予定している。さらに、東部小学校については、令和7年度から東部中学校との親子給食を実施すべく、現在、両校の栄養士及び調理員と、実施に向けた打合せを重ねながら、必要な施設改修に係る設計業務を進めている。今後、3施設以外の給食施設についても、経年による老朽化が進行していることから、来年度から導入予定の包括管理業務の特長である状況把握の精度が高まる優位性を効果的に活用し、引続き、学校給食運営委員会等のご意見を伺いながら、策定作業を進めてまいりたいと考えている。

- ② 新学校給食センターの炊飯については、野田市では、児童数の少ない福田第一小学校と福田第二小学校を除き、炊飯するための設備を有していないことから、他市の民間事業者に炊飯加工を委託している。新たな学校給食センターの整備に当たっては、自前の炊飯設備を設置することで、各学校への配送時間を大幅に短縮し、子供たちに温かくおいしいご飯を提供できるようになることから、8月19日に開催した学校給食運営委員会で自前炊飯設備の整備案をお示しし、ご承認をいただいたことから、今後、炊飯施設を整備すべく基本設計に反映させていく。なお、炊飯設備の提供できる食数については、現行の学校給食センターから各学校に提供している提供食数に加え、南部小学校の給食施設の建替え中に、代替給食を提供できる食数を見込んだ5,000食規模の施設を整備してまいりたいと考えている。

◎ 吉岡 美雪議員

《質問の要旨》

- 1 GIGA スクール構想及び学校教育における ICT 教育について
- ① 市内小中学校一人1台端末の利活用状況について
- ② GIGA スクール構想及び ICT 教育に関する現状と課題について
- ③ 教員への研修機会の提供について
- ④ ICT 教育に関する好事例の情報共有及び活用について
- ⑤ GIGA スクール構想及び ICT 教育における不登校児童・生徒や特別支援教室への活用などを含めた今後の更なる利活用の推進について

《答弁》

- 1 GIGA スクール構想及び学校教育における ICT 教育について
- ① 市内小中学校一人1台端末の利活用状況については、本市では、端末の利活用状況を把握するため、教職員と児童生徒を対象として、年2回、活用状況調査を実施しております。直近の令和5年6月の調査では、週の持ち時間の2分の1程度以上でICT端末を活用した授業を行っている教職員の割合は、昨年度の同時期と比較しても11.5ポイント増加し、86.6%となっております。また、児童生徒も91.1%が授業においてICT端末を積極的に使いたい、または、使いたいと肯定的に回答しており、活用が年々、進んでいることがう

かがえます。また、今年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒対象の質問でも、小学校6年生では、「昨年度までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。」に対して、「週3回以上」と回答した本市児童は72.4%で、千葉県平均より17.4ポイント、全国平均より10.0ポイント高い数値となっております。さらに、中学校3年生においても、「週3回以上」と回答した本市生徒は77.9%で、千葉県平均より26.3ポイント、全国平均より16.8ポイント高い数値となっており、本市では、端末の活用が進んでいることがうかがえます。

- ② GIGA スクール構想及び ICT 教育に関する現状と課題については、令和2年度より、GIGAスクール構想で野田市がめざす子どもの姿を「自己の学びをもとに、他者と協働して、よりよい未来を切り拓く」とし、令和2～3年度は、STEP1「ふれる」、令和3～4年度は、STEP2「つかう」、そして、今年度からSTEP3「いかす」と、児童生徒の1人1台端末の活用を3段階で考え、市内全体でその推進に取り組むNICT（ニクティ）プロジェクトを進めてまいりました。NICT（ニクティ）は、エヌ・アイ・シー・ティーと表記し、野田の頭文字「N」と「ICT」を組み合わせた「造語」です。市内を4つのブロックに分け、それぞれにICT活用能力に長けた教員をリーダーに据え、そのリーダーたちが教育委員会や校長会と協力しながら、トップダウンだけでなく、ボトムアップ的なICT活用推進を目指すものです。その結果、自校の学習で端末を使うことはもちろんのこと、端末を介して他校と交流する等、その活用の幅を少しずつ広げてまいりました。課題としては、児童生徒の情報リテラシーや情報活用能力の向上、読書量の減少、教職員の端末活用の差等が挙げられます。端末を効果的に正しく使うには、児童生徒の情報リテラシーや情報活用能力の向上が必要不可欠です。端末の活用により、いじめや情報の流出等、人に迷惑をかけるようなことはあってはならないことであり、研修を通して教職員の指導力を上げるとともに、外部機関の出前授業等を実施しながら、児童生徒が端末を正しく使用できるよう、引き続き指導してまいります。また、読書量の減少については、例えば、課題に対して情報を集める必要があるとき等、すぐに端末を使用してしまい、図鑑や本で調べない、本を読む時間が端末を使用する時間に置き換わる等、読書量の減少が懸念されます。端末の

活用は、学習の最上位に来るものではなく、端末はあくまで1つの文房具であり、本には端末にはない良さがあることを教師が理解し、児童生徒に伝えつつ、効果的に活用できるときには端末を使用する等、メリハリのある活用を進めてまいります。さらに、授業における教職員の端末活用の差については、先程申し上げた活用状況調査の結果を見ましても、以前と比べて、端末を活用していない教員の割合は減少傾向にあるものの、端末操作への抵抗感等から、未だに端末を十分に活用できていない教職員がいることも事実です。今後もGoogleと連携した研修会やNICT（ニクティ）プロジェクトでの取組により、教職員の端末活用を進めると共に、何より、子どもたちが平等にICT教育を受けられるよう、指導してまいります。

- ③ 教員への研修機会の提供については、教育委員会では、授業での端末活用をさらに推進するため、Googleと連携して、教職員に対して様々な研修会を実施しております。本市は、令和3年11月からGoogle・フォー・エデュケーションパートナー自治体に参画し、本プログラムによってGoogleから本市の実情に応じた教職員向け研修会の提供を受けております。教職員個々のスキルに応じた研修会を開催するとともに、教職員による研修組織である野田市教育研究会と連携した教科・領域の指導に特化した実践的な研修も実施しております。今後も教職員の資質能力に応じて、教職員の研修の機会を設けてまいります。
- ④ ICT教育に関する好事例の情報共有及び活用については、これまでも、NICT（ニクティ）教育推進事業研究指定校において授業公開を実施したり、野田市教育研究会の各教科や情報の部会等の場において、実践事例の共有を図ったりしてまいりましたが、先程も申し上げたとおり、今年度は、「つかう」から「いかす」へフェーズが上がっております。そこで、NICT（ニクティ）プロジェクトの一環として、今年度は「活用事例のおすそわけ」と題し、学校の垣根を越えて市内の教職員間で1000以上の授業等での端末活用の事例共有を目指しており、8月末の時点で、424の事例が集まっております。共有された事例については、市内教職員が自由に活用し、自分の授業等の実践に役立ててまいります。
- ⑤ GIGA スクール構想及びICT教育における不登校児童・生徒や特別支援教室への活用などを含めた今後の更なる利活用の推進については、1人1台端末は、

不登校の児童生徒や特別支援学級の児童生徒にも、効果的に活用されています。不登校の児童生徒については、一人一人、不登校に至る事情や状況はさまざまですが、家や校内の教室以外の場所から端末を活用してオンラインで授業に参加している児童生徒もおります。また、不登校の児童生徒の学習を支援する「教育支援センターひばり」に昨年度、Wi-Fiを整備し、1人1台端末が使えるようになったことから、ひばりでも様々な教科の予習、復習ができるデジタル学習ドリルeライブラリを使用し、一人一人にあった学習を支援したり、その子のペースに合わせて学習を進めたりしております。特別支援学級の児童生徒については、教科書の読み上げや書き込み機能が備わったデジジー教科書が使用できる環境となっており、学習に役立てています。今後も長欠担当者が集まる会議や特別支援学級の担任等が集まる会議等、さまざまな機会を通じて効果的に1人1台端末を活用していけるよう指導してまいります。

◎ 庄司 真生議員

《質問の要旨》

- 2 野田市内の児童生徒の熱中症対策について
- ① この夏の小中学校の熱中症による救急搬送数についてお伺いいたします
- ② 小中学校の体育の授業、また中学校の部活動における熱中症対策についてお伺いいたします
- ③ 授業中の教室内におけるエアコンの使用状況についてお伺いいたします
- ④ 教員の熱中症に対する理解を深めるための取組についてお伺いいたします
- ⑤ 熱中症対策の課題や今後の取り組みについてお伺いいたします

《答弁》

- 2 野田市内の児童生徒の熱中症対策について
- ① この夏の小中学校の熱中症による救急搬送数については、6月に中学生1件、8月に小学生1件、合計で2件あった。このうち、学校からの搬送は、中学生の1件であった。
- ② 小中学校の体育の授業、また中学校の部活動における熱中症対策については、小中学校の体育の授業、また中学校の部活動における熱中症対策については、千葉県教育委員会の「学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき熱中症

事故の防止に努めている。校庭や体育館での体育の授業や部活動等においては、水分補給、日陰での休憩時間を設定するとともに、児童生徒の健康状態の把握や声かけによる健康観察を行い、熱中症防止に努めている。熱中症警戒アラートが発表された場合には、速やかに各学校及び幼稚園へ通知し注意喚起を行っている。各学校及び幼稚園においては授業や活動等の前に「熱中症指数計」を使って暑さ指数を測定し、活動の実施や対応について判断するとともに、活動中も測定を行い暑さ指数の変化に留意している。運動会等の各種行事を実施する場合においては、熱中症事故防止対策を計画し、児童生徒の健康を最優先にした対応を行っている。

- ③ 授業中の教室におけるエアコンの使用状況については、各小中学校で気温等を考慮し、使用している。教室の場所によっては、室温が高くなるため、温度設定は各教室で操作できるようになっている。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、5類感染症移行後も適切な換気の確保が引き続き重要であることから、教室の一部の窓を開け、換気を行っているため、室内の温度管理をこまめに行うよう努めている。
- ④ 教員の熱中症に対する理解を深めるための取組については、適宜教育委員会より熱中症対策の通知を行うとともに、校長会や教頭会においても管理職に対して、熱中症対策の重要性について、教職員への周知徹底をお願いしている。これを受けて各学校では、養護教諭を中心に熱中症対策について共通理解を図りながら、保健の授業等で指導し、児童生徒が安全に生活できるように実践している。
- ⑤ 熱中症対策の課題や今後の取組みについては、熱中症については、教職員のみならず、児童生徒に対しても命に関わることとして、1人1人の意識の向上を図ることが課題であり、熱中症事故防止には児童生徒1人1人の健康状態の把握がとても重要となる。そのため、教職員1人1人がより丁寧な健康観察を実施していくことが熱中症事故防止の鍵となる。今後の取組として、熱中症に対する教職員と児童生徒の意識をさらに高め、学校全体で熱中症事故防止対策の周知徹底を図るとともに、児童生徒の健康状態をより丁寧に把握していく。また暑さ指数 31℃を超えない場合であっても、児童生徒の健康を最優先に考え、環境条件や活動内容、時間、場所等の状況を慎重に見極めた上で判断して

いく。

◎ 星野 幸治議員

《質問の要旨》

2 学校給食費の完全無償化について

- ① 野田市の公立小中学生の総数から見た第3子以降の給食費無償化の対象とした子どもの数を伺う
- ② 野田市で小中学校給食費を完全無償化とするための必要な予算規模を伺う
- ③ 学校給食費完全無償化の早期実現を求めるものだが、市のお考えを伺う

《答弁》

2 学校給食費の完全無償化について

- ① 野田市の公立小中学生の総数から見た第3子以降の給食費無償化の対象とした子どもの数については、初めに、学校給食費における第3子以降の無償化については、多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、昨年度、千葉県が新たに創設した補助事業となり、市町村が実施する場合に限って、県も連携して補助するというもので、市としては、この県の制度設計にはかなり問題があり、実施の有無についても、選択の余地がなかったと言わざるを得なかったことを申し上げておく。この制度の対象については、一つ目に、平成29年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養していること、二つ目に、扶養している子のうち上から第3番目以降の子が市立の小中学校で給食の提供を受けていること、三つ目に、生活保護制度や就学援助制度等で学校給食費の支援を受けていないこと、四つ目に、学校給食費の滞納がないこととなっており、四つの条件を満たしている保護者であって、申請書を提出頂いた方となる。公立小中学校の児童生徒数については、令和5年8月1日時点で、小学生で6,893人、中学生で3,862人の合計10,755人となっている。また、8月1日時点で、申請を受け無償化の適用となった児童生徒については、小学生813人で11.79%、中学生272人で7.04%、合計1,085人で10.08%となっている。なお、現在、保護者からの提出頂いた申請書の内容について、一部記載漏れや申請書とともに提出頂く健康保険証の写し等の漏れなどにより、審査中となっている対象児童生徒は95人となっている。

- ② 野田市で小中学校給食費を完全無償化とするための必要な予算規模については、令和4年度の決算見込みで申し上げますと、一般財源ベースで約5億8,000万円の財政負担となる。
- ③ 学校給食費完全無償化の早期実現を求めるものだが、市の考えについては、昨年9月議会での星野議員の一般質問に答弁させていただくとともに、これまでの議会でも繰り返し申し上げてきた。野田市としては、学校給食法及び学校給食法施行令により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、学校給食に従事する職員の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費は、学校設置者が負担とするとされており、これらの経費以外の学校給食に要する経費、つまり食材料費は学校給食を受けている児童生徒の保護者が負担するとされていることから、本来、学校給食費を無償化するかどうかについては、国が検討すべきことであると考えている。また、学校給食を提供するためには、給食施設の整備費、維持管理費、栄養士や調理員の人件費など、学校設置者である市が負担するとされている財源については、令和4年度の決算見込みから試算すると、一部試算が困難な費用を除いても、およそ7億円となる。さらに、学校給食費を無償化するには、一般財源ベースで約5億8,000万円と、多くの財源が必要となり、現状では、給食費の無償化を進めるのではなく、子供たちによりきめ細やかな教育を実施するために必要となる、教職員の配置や老朽化している学校施設や給食施設への対応など、喫緊の課題を優先して対応していかなければならないと考えている。その中で、市では、今年度、子育て世帯を支援するため、市独自に野田産米の購入に係る費用を全額公費負担とするとともに、生活に困窮している世帯への対応として、給食費が無償となっている準要保護世帯の対象を更に広げるべく認定基準を拡大した。また、昨年度に引き続き、第3子以降の学校給食無償化を継続するとともに、物価高騰に対する補助を行うことで食材料費の高騰に対応しており、子供たちに栄養バランスの取れた給食を提供できるように保護者負担の軽減を図っている。市としては、学校給食で提供している食材は、保護者の皆様の給食費で成り立っていることから、まずは、子供たちに安全安心で栄養バランスの取れたおいしい給食を継続して提供していくことが一番重要であると考えている。なお、学校給食費の適正な在り方については、学校給食運営員会でご意見を伺いながら、検討してい

きたいと考えている。

◎ 川崎 貴志議員

《質問の要旨》

- 2 ChatGPT の教育現場での利活用について
- ① ChatGPT の教育現場での利活用の状況について教えてください
- ② 今後の取組や方針について教えてください

《答弁》

- 2 ChatGPT の教育現場での利活用について
- ① ChatGPT の教育現場での利活用の状況については、現時点で、本市では、生成系 A I に対する教職員や児童生徒の認識や使用状況等についての実態調査は行っておりませんが、I C T の利活用状況を把握するための調査については、1 年に 2 回実施しております。直近の令和 5 年 6 月調査では、「週持ち時間の 2 分の 1 程度以上で I C T 端末を活用した授業を行っている教職員」の割合は、令和 4 年 1 2 月の結果から 1 7. 3 ポイント増加し、8 6. 6 % となり、多くの教職員が授業で端末を活用していることから、当然、生成系 A I に対する興味関心が高い教職員や児童生徒もいることが推測されます。しかしながら、生成系 A I を利用するリスクも多くあることから、生成系 A I の使用に積極的な者と消極的な者とで認識に大きな差があることが推測されます。議員ご指摘の通り、今後は、生成系 A I を利用して課題を提出しようとする児童生徒が出てくることが予想されます。事前に生成系 A I の性質や、限界等に気付かせ、「様々な決定には生成系 A I に全てを委ねるのではなく、自己の判断や考えが必要であること」を児童生徒に十分に理解させ、まずは「各種コンクールの作品やレポートなど、生成系 A I による成果物をそのまま自己の提出物として応募することは適切ではない」ことなど具体例を示して「どのような使い方が適切か」について、教えていくことが必要であると考えます。
- ② 今後の取組や方針については、国が示すガイドラインでは、生成系 A I を教育現場で有効活用するためには、「個人情報の保護等を十分に配慮した上で、活用できる場面を検証しつつ、限定的な場面から利用を始めることが適切である」ことや、「生成系 A I の仕組みの理解や生成系 A I を学びに活かす力を段階

的に高めていき、知見を蓄積させることの重要性」が示されております。教育委員会といたしましては、国のガイドラインを基に、市の実態に沿った暫定的なルール作りを進めていくとともに、教職員については、生成系A Iを授業や校務で利用するリスクやデメリットを明らかにした上で、活用方法を具体的に教育委員会に報告し、許可を得たもののみ、限定的に利用することとします。次に、今後の取組についてですが、議員ご指摘のとおり、今後情報モラル教育が進んだ上で、生成系A Iを利用する場面は、学校教育でも増えていくことが予想されます。適切に活用できれば、教師の働き方改革、児童生徒の自主学習や係活動の活性化等にもつながるものと考えます。一方で、生成系A Iは発展途上にあり、国が示すガイドラインにも、「情報活用能力が十分に育成されていない段階において、自由に使わせること」は適切でないとされています。また、主な対話型生成A Iには、年齢制限もあることから、児童生徒については一人一台端末で利用できないよう設定をし、当面の間は、制限をかけ、同時に生成系A Iの普及を念頭においた情報モラル教育を進めてまいります。加えて、児童生徒の情報モラル教育をすすめるためには、まずは授業や教育活動を主導する教師が児童生徒以上にA Iリテラシーを高める必要があります。生成系A Iの普及がすすめば、児童生徒に提出させる課題も最終成果物だけでなく下書きや参考文献などを提出させるなど、教師側の新たな工夫も必要になってくることから、生成系A Iの存在を前提とした研修が必要であると考えております。国や県が主導で行う研修も今後計画されていることから、教職員が積極的に研修に参加し、生成系A Iを活用する際に必要な知識を身に付けられるよう、指導してまいります。今後も国や県の動向を注視しつつ、最終的には各教科に応じた学習場面にて、生成系A Iを適切に活用できるよう、引き続きN I C Tプロジェクト推進会議等で各学校の担当者と連携しながら、検討を進めてまいります。

◎ 栗原 基起議員

《質問の要旨》

1 教育機関で実施している防犯対策について

① 幼小中学校等の教育機関で常備している防犯用品の見直し状況について伺いま

す

- ② 幼小中学校等の教育機関で配備されている防犯対策マニュアルや防犯訓練などの実施状況について伺います
- 2 不登校児童への支援や対策について
- ① 令和5年4月に千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例が施行されたが野田市における影響や新たな取組み等について伺います
- ② 夏休み明けに不登校児童が増加傾向にあるなかで野田市の夏休み前後の不登校児童数の変化と対策や対応について伺います

《答弁》

- 1 教育機関で実施している防犯対策について
- ① 幼小中学校等の教育機関で常備している防犯用品の見直し状況については、現在、学校で常備している防犯用品は、刺股、拡声器、カラーボール、催涙スプレー、防犯ブザー、ホイッスルなどがあり、特に刺股については、令和4年度の調査では1校あたり平均2.9本に対して、令和5年度では平均3.1本と増えている状況です。また、女性教諭も多く勤務していることを踏まえ、新たに催涙スプレーや防犯ブザー、ホイッスルなど、簡単に使用できる防犯用品を配備した学校も増えております。
- ② 幼小中学校等の教育機関で配備されている防犯対策マニュアルや防犯訓練などの実施状況については、教育委員会では、毎年度当初に市内全ての公立幼稚園、小学校、中学校が作成した緊急対応マニュアルを提出してもらい、学校などの緊急時における対応方法などの確認を行っております。緊急対応マニュアルについては、令和5年3月の埼玉県内中学校への不審者侵入事案を受け、文部科学省より「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」に沿って、令和5年度から不審者対応について記載をするよう指示が出されました。具体的に申し上げますと、不審者侵入防止の観点から、3段階のチェック体制を必ず入れることになっております。3段階とは、①校門における施錠管理や来訪者向けの案内板等、②校門から校舎への入り口までにおける通行場所の指定や死角の排除等、③校舎への入り口において受付での来訪者の確認や名札の着用等のこととなっております。市内の学校では文部科学省からの指示を受け、これらの項目を必ず記載したマニュアルを作成するとともに、職員研

修などを実施することで、防犯に対する意識を高めているところです。また、職員の防犯訓練につきましては、年1回以上、先ほどの緊急対応マニュアルに沿って、全ての公立幼稚園、小・中学校で実施をしております。防犯訓練の内容につきましては、侵入者があったことを想定した模擬訓練を行い、その様子を野田警察署の署員に見ていただき、助言をいただいたり、対応についての質問をしたりしております。児童生徒においては、机を使用したバリケードの築き方を学んだり、他にも、緊急放送による学校内の合い言葉を作り、緊急対応の場所や内容を知らせたりするなどの工夫をし、学校全体で組織的な行動がとれるよう取り組んでおります。市内の学校では、多種多様な防犯用品を取り入れたり、訓練や研修の回数を増やしたりするほかにも、職員による来訪者への声かけを強化し、校内の巡回や空き教室を施錠するなど、日々の教育活動の中においても防犯対策を行っております。今後におきましても、防犯用品の配備や訓練の更なる充実を図り、日頃から防犯対策の強化に努めていくよう、各学校に指導してまいります。

2 不登校児童への支援や対策について

- ① 令和5年4月に千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例が施行されたが野田市における影響や新たな取り組み等については、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する」条例は、不登校の子どもたちのために、県が学校やフリースクール等と協力して教育の機会を確保し、子どもたちの自立を促すというものであり、その基本理念として、不登校の子どもたちの主体性を尊重し、多様な学習活動を認め支援することなどが掲げられています。「登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立をめざす」とされており、基本理念の他にも「市町村の役割や学校の役割」などが明記されています。第5条には、市町村の役割として「不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、県と連携しつつ、当該市町村の状況に応じた施策を策定し、及び実施するように努める。」こと。また、第6条には学校の役割として「個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握並びに不登校児童生徒及びその保護者が多様な教育機会を選択するための支援に努める。」及び「在籍する不登校児童生徒がその状況に応じた教育を受けられるよう、当該不登校児童生徒がフリースクールなどを利用する場合には、当該フリースクールとの連携に努める。」と

定められています。すでに野田市では不登校児童生徒への支援に対する取り組みとして、ひばり教育相談や教育支援センターひばりで子どもたちの学習の機会の場を確保したり、市内小中学校の教職員を対象とした研修会やスクールカウンセラーとの連絡協議会等にて、不登校支援の在り方等について研修を行ったりしています。また、各学校では、児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、一人一台端末のタブレットを活用したオンライン授業を行いながら、学習機会の確保に配慮した支援を行ったり、スクールカウンセラー等が不登校児童生徒やその保護者の相談に乗り、必要に応じて助言を行ったりしているところです。また、フリースクール等を利用している児童生徒が在籍する該当校につきましては、フリースクールから活動報告を受け、フリースクールと連携を図っております。今後も県の動向を見極めつつ、野田市として必要な不登校に関する施策を検討してまいります。

- ② 夏休み明けに不登校児童が増加傾向にあるなかで野田市の夏休み前後の不登校児童数の変化と対策や対応については、夏休み前の不登校者は、小学校1年生1人、2年生2人、3年生2人、4年生4人、5年生10人、6年生11人で、小学生は合計30人でした。次に、中学校1年生24人、2年生49人、3年生60人で、中学生は合計133人でした。夏休み明けの不登校者は、小学校1年生1人、2年生2人、3年生1人、4年生6人、5年生10人、6年生12人で、小学生は合計32人となっており、夏休み前より若干の増加が見られました。同じく、中学校1年生32人、2年生53人、3年生73人で、中学生は合計158人となっており、どの学年も増加しました。不登校には、未然防止と早期対応が重要であり、その対応として教員が日頃より児童生徒とコミュニケーションを密に取り、常にアンテナを高くして児童生徒の心の状態について把握するように努めているところですが、夏休み明けの登校に不安のある児童生徒に対しては、学級担任が夏休み中も電話や家庭訪問などを行い、児童生徒の状況を把握しつつ、必要な支援を行っております。さらに、夏休み明けに欠席が続く児童生徒については、原因として生活リズムの乱れや、夏休みの課題が終わっていない、学習が定着していないなどの学習面での不安が考えられることから、学級担任が電話や家庭訪問を行い、保護者と連携しながら子どもたちの生活リズムの改善や不安解消に向けて支援を行っております。また、

必要に応じてスクールカウンセラーとの面談の機会を設けるなど、欠席が長く続かないような働きかけを行っております。さらに、学校内に相談室や学習支援室等を設置している不登校児童生徒支援推進校では、夏休み明けに不登校または不登校傾向にある生徒に対して別室での対応など、適切な支援に努めています。引き続き、日頃からの不登校支援に加え、長期休業明けの不登校児童生徒の増加も未然に防ぐために、学校、家庭、教育委員会、関係機関等が連携を図り、不登校支援に努めてまいります。